

県政をぐっと身近に！ ぐんじとしのりの県議会報告

2006/11/20 Vol. 3 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

千葉県議会/平成 17 年 9 月定例会報告（2）

今回の報告では、9月定例会議会の最大の争点でした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定について紙面を割き、県議会の報告を行なって行きたいと思います。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」について

- ★ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人が住みなれた地域で偏見や誤解から生ずる差別を受けることなく、自分らしく暮らしていくための条例です。
- ★ 何が差別であるかを明らかにし、第三者を交えた話し合いによる解決を基本とした仕組みを定めた国内初の条例です。条例案は、10月11日（水曜日）県議会で全会一致で可決し、来年7月から施行されます。

～「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」のもとになった草案は、徹底した県民参加の方針の下、県民の力によって、白紙の状態から創り上げられました。

1. この条例は、千葉県の平成 18 年度主要事業の一つである「障害者に対する差別をなくすための事業」の一項目です。

① 事業の目的

障害者差別をなくすための条例の制定をはじめ障害者に対する差別をなくすための取り組みを進め、障害者に対する理解を広げる県民運動を展開し、2004年7月に県が策定した第3次千葉県障害者計画に目指す新たな地域福祉像「誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らす」を掲げ、その実現のための条例の制定を検討することが盛り込まれました。

② 条例制定に至るまでの経緯

〈差別に当たると思われる事例の募集〉

04年9月「条例づくり」を検討するため、広く県民から差別と思われる事例を募集。その結果、教育・雇用・福祉など様々な分野にわたる約800件の事例が寄せられました。

〈研究会の設置とタウンミーティング〉

05年1月 寄せられた事例を分析し、「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」を徹底して議論するため、「障害者差別をなくすための研究会」を設置。教育関係者、企業関係者、自営業や医療関係者など、どちらかといえば「差別をするかも知れない側」の人を含む29名の公募委員が約1年間、20回にわたり議論。また、研究会の議論と並行して、県内各地でタウンミーティングが開催され、県内30箇所以上で3000人以上が参加しました。

〈県議会での審議と条例案の撤回、再提案、成立〉

06年2月 こうした経緯を踏まえた条例案が2月定例会議会で審議されたが、より多くの方々からの意見を聴く必要があるなどの理由で継続審査の取扱いとなった。県ではこれを受けて、教育・企業・医療・福祉の関係者から意見を聴取。こうした関係者の意見を議会に報告し、健康福祉常任委員会で議論が行われました。

06年6月～ 6月定例会議会で、条例案をより良いものとするために修正するのであれば原案をいったん取り下げるべきとの指摘がなされ、条例案はいったん県により撤回しました。

06年7月～ 県は、関係者の意見を踏まえた「検討用試案」を公表。健康福祉常任委員会協議会が3回にわたり議論。また、関係者から意見が聴取されました。

06年9月 協議会等の意見を踏まえた条例案が9月定例会議会に提案されました。

2. 9月定例県議会の開会に先立つ、堂本知事から「議会召集に伴うあいさつ」から (当該条例に関する部分のみ抜粋します。)

6月定例県議会において、「条例案をよりよいものにするために、一旦議案を撤回し、その上で、引き続き議員の皆様とも十分な議論をさせていただき、改めて本年の9月議会に条例案を再提案させていただきたい」旨、ご説明申し上げたところです。その後、県議会においては、議会閉会中にも関わらず常任委員会協議会を開催いただき、この条例について引き続きご議論をいただきました。厚くお礼申し上げます。今回、提案させていただきました条例案は、常任委員会協議会での各会派をはじめ、教育関係者や企業関係者など、幅広い県民の皆様のご意見を伺い、とりまとめたものです。いただいたご意見は一つ一つ丁寧に検討し、可能な限り条例案に反映するように努めました。

3. 条例の内容について

この条例は、何が差別なのかを県民の目に明らかにするために分野ごとに定義しています。また、個別の差別事案を解決するために、相談業務に当たる「地域相談員」や、事案の審理に当たる「調整委員会」を設置し、さらには差別の背景にある制度や習慣について話し合う「推進会議」、頑張っている人を応援する仕組みとして「表彰」などの規定を盛り込んでいます。

(参考/条例が掲げる基本理念について)

- ・「すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。(条例第3条第1項)
- ・「障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行わなければならない。」(同第3項)

4. ぐんじとしのりより皆様へ

県議会議員になる以前からこの条例には注目してきました。(市議会議員時代から障害を持つ多くの方々から相談をうけて、市議会で発言をしまいいりました。= 印西市議会 平成17年第4回定例会 他) 私は、今回の条例の制定・成立に県の健康福祉常任委員会委員として関わることができたことは喜びですが、2月に提案された当初の条例案より「差別に対する悪質事案の公表規定」等が削られているなど内容的にはかなり後退してしまい、「ぼろぼろにされた条例」(民主党代表質問より)であることは事実です。今回、多くの方々が「まずスタートすること」を望んだことから、今後私は条例がどう運用されるか見守ってまいります。

タウンミーティング(県政報告会)を開催します。

以下の日程で、市内3箇所で開催いたします。多くの市民の皆様にお集まりいただき、一緒に街づくりを考えていければと思います。

1. ニュータウン駅前センター 日時 2006年11月19日(日曜日) 10時30分～11時30分*
2. 小林公民館 日時 2006年11月19日(日曜日) 14時30分～15時30分
3. ふれあい文化館(牧の原) 日時 2006年11月25日(土曜日) 14時30分～15時30分

* ニュータウン駅前センターでの開催は当初予定では、25日(土曜日)としておりましたが、都合により、変更させていただきますので、ご了解ください。

内容 * 9月定例県議会の報告 * 地域の話題(開催場所近隣と千葉県との関係について等) 他

皆様に引き続きお願いをします。

まだまだ手がたりません。この紙面を配布していただける方を引き続き急募します。(詳細内容はご相談させていただきます。) 皆様のご連絡をお待ちしております。よろしくお願いたします。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、皆様からの後提言、ご批判、ご相談はいつでも承ります。あるべき政治の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

ぐんじとしのり